（郵便報知新聞紙ノ内ニ於テ毎日刊行ノ許可アリ）　（本號四面）　明治二十二年九月廿八日　（定價金二錢）

# 時事新報

時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

第二千四百二十六號
明治廿二年九月廿八日　土曜日
舊暦巳丑九月四日（丁、赤）
（西暦一千八百八十九年）

## 時事新報

### 英國學風

米國は新建國にして人々商工殖産に忙はしきが故に學問一切新奇實用、學び得て就れも有益なれども多くは日常淺薄よして奥ゆかしき品格を具へざるもの〳〵如し獨逸は學問深奥にして學者は創造力に富み教育の仕組も行き屆きて此一點は完全なれども元來尚武の國にして武事の名譽を欠かざれば酒を飲み色に耽り俗に所謂不品行を働くも世間之を問はざるの風あるが故に堅忍不屈の獨逸人は溺れて又自ら浮むの勇あらんかなれども無特操なる他國の書生は其品行の零落のみを習ひ得て或は身を誤るの恐れなきに非ず佛國は繪畫彫刻を始め美術一切の道に達して兼ねて萬般の學事に長じ宇書類典等各種の書籍は細大悉く完備して事物を調査する等に便利あれども社會交際の派出やかにして繁華に奢る國柄なれば周圍の聲色學生を蠱して其窮學の屢を折らしむるなどの趣もあり英國は本來保守主義にして學問も餘う新らしきを厭はず羅甸、希臘の古典を始め古風の科目も多くして教育上の工風に富まざれども社會の風儀は嚴正にして書生の行狀を檢束し學校講堂の間に於ても尚は奥ゆかしき氣風あるもの〳〵如し歐米各國の學風は各々短長あるが故に學ぶ志す人々は撰んで其長を學ぶの外あかる可しと雖ども吾〳〵子弟を海外に送りて學問修業を爲さしむる者は豫め其學風の方向を察し又當人の所望に應じて遊學の國柄を撰ばざる可らず今歐米諸國に就き一々その學風を記述するは容易の事に非ざるが故に爰に先づ英國學風の一斑を記して世人の參考に供せんと欲するあり

學生高尚の氣風を養ひ學問活用の世才を長せんとするはオクスフォルド、ケンブリッチ諸大學を始め英國各學校各學院の本色にして學科は餘り深奥ならず我が東京大學などを卒業して英國大學に遊ぶ者は學科の割合に卑近なるが爲め何の苦もなく試驗を終りて每度案外する程よして英國大學と云へば科目も極めて高尚なる可しと思ひの外、我が日本の大學校にも及ばざるは如何と之を其向きの教授に問へば教授は即ち之れに答へて凡そ我が英國の學校は學問のみを教ゆるの場所に非ず學問は學校外に出でゝ生力のあらん限り何時までも研究することを得れども學校内は一種高尚の氣風あり成德達才社會に出でゝ人事萬端の務に當らんとする者は時に及んで此氣風の薫陶を受くると肝要にして學生才學の所長に應じ各自專門の學藝を授くると同時に補働作法社會交際處世の大要を示し得て一箇ある論客に慌れず飄々たる仙人に失せず純正の行、溫順の德、所謂英國紳士を養成するは我が英國諸學校の眼目よして學科の高下など云へる一端を以て我が學校を輕重するは學問の異味を解せざるものなり云々とて每度其學風を說明することあり之を云ふ如何さは英國大學内の慣行を觀察すれば其邊に思ひ當るものも少なからず例へば學校食堂にて時々晩餐會を催ほすとあり食堂は至て壯麗にして上段よは教授其他長老の客を延き下段は學生席にして其堂内の四壁を見れば古今同學より出身して學者となり僧侶となり或は又政治家と爲りて其名を天下に轟かし兼ねて學校の榮譽をも加へたるやうの人物即ちオクスフォルドのクライスト チャーチ 大學などにて申せばカーヂナル リシェリウ、ロック、グランドストンなど云へる人々の大油畫を掲げ銘々時を此堂に入りて古今賢豪と相對せば何人にても自然憤勵の氣を生ずるのみならず食堂の會食は先づ其禮儀を正して他日交際社會に入りても聊か不都合なきを期し食前食後の交際談話は自から處世の一端にして人生缺く可らざるの下稽古あるべく一夕の集會知らず識らず學生の氣風を養ひ他年出世の地を爲すと甚だ多きもの〳〵如し蓋し此等の學風は大學校内に限るに非らず彼の倫敦法學院（バリストルを養成する場所なり）の如き學生は時々長老の講義を聽聞する位にして平常定まりたる課業もなく唯三箇年間每月定例の晩餐會に出席して三箇年目に簡單なる試驗を通過すれば直ちにバリストルたることを得る筈よして學問の方より云ふときはバリストルなりと言へども其價値とも申す可きは三箇年間晩餐を喫するの一事に在るあり多くの先輩代れ祈願賀地の取扱振りも分りて學問上は兎も角も代言業務の智識を得るよは學校講堂よて教授するよりも定時晩餐會よて雜談する方却て捷徑なりとの意味もあり可し學校も學院も食事を重んじ何よ附けても食欲の強きは是れぞ世に英國人の食ひ倒れと稱する所以ならんかなれども食事中にも亦自ら無限の意味あり恰も之を媒介として學生諸氏に世態人情を知らしむるの便利を與へ學業成りて人事よ通ぜず單生迂儒たるの譏を免かれしめんとするは英國長老の用心にして英國紳士が到る處に行儀を正して品位の何となく奥ゆかしきは蓋し學校内の氣風より來りたるものなるべく學校は學者を造るに非ず英國紳士を造るなり云々の一義は英國教育家の夙に注意する所よして我輩は每度此一義を誓成すると同時に責地之を履行せんと敢て自から期望する所のものなり

（以下次號）

## 官部

朕明治十年第八十號布告廢止ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十二年九月二十六日

内閣總理大臣伯爵黑田清隆
大藏大臣伯爵松方正義

勅令第百七號

明治十年（十一月）第八十號布告本年限廢止ス

第八十號布告（明治十年十一月二十二日）

地租金ノ内田方ニ限リ當分人民ノ情願ニ任セ半額其府縣ノ地租改正ニ用ヒタル相場ヲ以テ代米納樣願條此旨布告候事

府縣

第四號中證券引揚處分ヲ受ケタルモノニハ同一村内ニ於テノ下ニ滿三年間ノ四字ヲ加フ

○農商務省令第四號

明治十九年三月農商務省令第四號中第八號ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第九條　一團ニ限リ又ハ物品ノ種類ニ依リ特ニ要スル證明ノ程式ハ別ニ之ヲ定ム（以下略形略ス）

○西洋服製造高　東京府に於て調査せる昨二十一年中東京洋服商工業組合と係る洋服縫製員數及價額等は價額總計百十二萬千三百七十一圓三十錢にして内大人男服七萬三千十八萬八千五百種色絨及編て裁縫の種類コート、サック官制給與服、十錢乃至七圓乃至三圓オーヴァル人童男女服價額十三萬織物、外國產綿織物、其他服、通常禮服常服七圓乃女禮服七圓至二圓、同品位よ依り該組合人員

農商務省令第八號

農商務省令第四號（明治十九年三月二十一日）

鑛山借區稅意納又ハ一箇年以上休業及ヒ試掘期限經過ノタメ證券引揚處分ヲ受ケタルモノニハ同一村内ニ於テ新ニ試掘又ハ借區ヲ許可セス

明治二十二年九月二十七日　農商務大臣伯爵井上馨

○會計檢査院部課管理　會計檢査院に於ては部課管理を左の如く定めたり（會計檢査院部課管理事務）

第一部

第一課　國庫、國債、國庫所管各種資金、三府、開港場四縣、補助金特約保證アル團體及公私立諸營造ノ收支

第二課　租稅、海關稅（手除ク）內國稅徵集費、森林資金繰入、諸拂戾及缺損補塡金

第三課　海關稅、稅關、四國四縣、九州六縣、沖繩縣

第四課　二十八縣

第二部

第一課　陸軍（本省、近衛、第一師團、第二師團、雜收入、臨時歲出）

第二課　陸軍（第三師團、第四師團、第五師團、第六師團、作業場）

第三課　海軍

第四課　大藏省、內閣、樞密院、元老院、會計檢査院、北海道廳

第三部

第一課　內務省、土木監督區署、集治監、警視廳、土木費、外務省、在外公館

第二課　司法省、裁判所、文部省、諸學校

第三課　遞信省

第四課　農商務省、鐵道

備考

一各廳ハ其支出收入及官有物ノ計算ヲ併セテ管理ス

一神社費ハ其所在地方廳ノ部課ニ於テ管理ス

○物品出納證明程式　會計檢査院に於ては物品出納證明程式を左の通定め去る二十五日各廳へ通達せり

物品出納證明程式

第一條　物品會計規則第十五條ニ據リ物品會計官吏ノ證明スヘキ物品出納計算書ハ第一號書式ニ依リ之レヲ調製スヘシ

第二條　物品出納計算書ニハ器具、器械、備品、消耗品、動物、其他物品ノ名稱（木材、石材、穀物、等ノ類）又ハ用途ノ目的（測量用器械、治療用器械、農具、工具、等ノ類）ニ依リ適當類別シテ每品之レヲ記載スヘシ但同名稱ノ品種ノ之レヲ集合スルモ妨ケナシ

第三條　物品出納計算書中現在高ニ對シ失記スル價格ハ其買入代價若クハ見積代價ヲ以テスヘシ

第四條　物品出納計算書ニ添付スヘキ證憑書類ハ左ノ各項ニ據ルヘシ

若其原本ヲ提出シ難キ場合ニハ官該官吏ノ保證アル謄本ヲ以テスヘシ

一　物品會計規則第六條ノ規定ニ據リタル會令書但從入物品ニ對シテハ第二號書式ニ依リ調製シタル物品受入明細書又ハ該記設備ノ帳簿ヲ以テスルモ妨ケナシ

二　消耗拂ノ物品ニ對シテハ使用ノ目的ヲ摘記シタル領收證書

物品仕拂上人員又ハ物件ニ依リ領證ニ規定アルモノハ各其計算ノ基ク所ヲ詳記シタル仕譯書ヲ領收證書ニ添付スヘシ

三　亡失毀損ノ品物ニ對シテハ其品買價量代價及亡失毀損ニ係ル事實ヲ詳記シ當該上官ノ認定アル書類其既ニ拂價ニ係ルモノハ尚買價及其價額金額ノ仕譯書

四　生產ノ爲メ消費ノ物品ニ對シテハ其消費ノ事由ヲ摘記シタル領收證書又ハ之レニ代ルヘキ仕譯書

五　保管轉換ノ爲メ仕拂ノ物品ニ對シテハ當該官吏ノ領收證書

第五條　前條ノ證憑書類ハ受拂ニ大別シ物品出納計算書ニ掲クル品目每ニ同計算書ノ順次ニ之レヲ編綴シ其表紙ニ數量ノ合計及證憑書ノ枚數ヲ記載スヘシ但一品目ノ證書僅少ナルモノハ計算書ニ掲クル品目ノ順次ニ從ヒ合綴スルモ妨ケナシ一書類中異種ノ品目混合セルモノアルトキハ別冊ニ編綴シ其表紙ニ每品目ノ數量合計ヲ記載スヘシ

第六條　下檢査書ハ物品出納計算書ニ區分シ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　物品出納計算書其他證憑書類ノ件名冊數

二　物品出納計算書ノ現在高ト其現品ト符合ヲ認メタル保證但當該下檢査官吏ニ於テ事實執行シ難キ場合ニ於テハ他ノ監督ノ任アル官吏ノ保證書ヲ以テスルコトヲ得

三　計數正確ノ保證

四　法規ニ背戾シ若クハ事實ニ適合セス認定セシ事項ノ理由

五　證憑書類中必要ノモノニシテ檢査結了ノ上返付ヲ要スル書類ノ件名

第七條　物品出納計算書ハ證憑書類ト共ニ翌年度八月三十一日迄ニ其關ヲ經シ之レヲ會計檢査院ニ送附スヘシ

第八條　物品出納ノ調査ハ會計及之レニ對スル報告又ハ書類審査總テ下檢査官吏ヲ經由スヘシ

第九條　一團ニ限リ又ハ物品ノ種類ニ依リ特ニ要スル證明ノ程式ハ別ニ之レヲ定ム（以下略形略ス）

○米國の鐵道　第廿四號

米國の鐵道は掛け渡して途方もなく偶然二億出立して日烟や談話に翌朝目覺むるを英佛二國べからず一車室あり寢室あ幾百マーの華美贅澤は不動ぬ家の相違のみ是れ二十四時のみ其欲する所理髮師の用後に理髮店て球戲場を欲すれば其室よ往來すに渡りて小ば決して保證し云へば物あし流石の米運ぶの費明るのあるまでは客車を見んべし天に不時停車せざるべたるを知るめられて塞の障りを取一塗より一般左のみの迷

米國の鐵道は掛け渡して途方もなく偶然二億出立して日烟や談話に翌朝目覺むるを英佛二國べからず一車室あり寢室あ幾百マーの華美贅澤は不動ぬ家の相違のみ是れ二十四時のみ其欲する所理髮師の用後に理髮店て球戲場を欲すれば其室よ往來すに渡りて小ば決して保證し云へば物あし流石の米運ぶの費明るのあるまでは客車を見んべし天に不時停車せざるべたるを知るめられて塞の障りを取一塗より一般左のみの迷